

企 業 行 動 規 範

企業行動規範に関する規則	1
企業行動規範に関する規則の取扱い	1

企業行動規範に関する規則

(制定)平成 20. 6. 1
 (変更)平成 21.11. 9 22. 3. 4 22. 6.30 24. 4. 1
 24. 5.10 24. 6. 1 26. 2.10 26. 4. 1
 26. 7. 1 27. 5. 1 27. 6. 1
 令和 2.11. 1 3. 3. 1 5. 4. 1 5.10.31
 6. 4. 1 7. 4. 1

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、上場会社（上場株券の発行者をいい、優先株及び社債券の発行者を含む。以下同じ。）が行う企業行動について適切な対応を求める事項を定める。

第2章 遵守すべき事項

(第三者割当に係る遵守事項)

第2条 上場会社は、第三者割当（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」という。）第5条の2に規定する第三者割当をいう。）による募集株式等（募集株式及び会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権（処分する自己新株予約権を含む。）をいう。以下同じ。）の割当てを行う場合（議決権の比率が25%以上となる場合に限る。）又は当該割当て及び当該割当てに係る募集株式等の転換又は行使により支配株主（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。）が異動する見込みがある場合は、次の各号に掲げる手続のいずれかを行うものとする。ただし、当該割当ての緊急性が極めて高いものとして本所が定める場合はこの限りでない。

- (1) 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手
- (2) 当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認

企業行動規範に関する規則の取扱い

(制定)平成 20. 6. 1
 (変更)平成 21.11. 9 22. 3. 4 22. 6.30 24. 5.10
 24. 6. 1 27. 5. 1
 令和 2. 2. 7 2.11. 1 3. 3. 1 4. 9. 1
 6. 4. 1

1. 第2条（第三者割当に係る遵守事項の取扱い）関係

- (1) 第2条に規定する議決権の比率とは、次の算式により算出した値をいう。

算式

$$(A \div B) \times 100 (\%)$$

算式の符号

A 当該第三者割当により割り当てられる募集株式等に係る議決権の数（当該募集株式等の転換又は行使により交付される株式に係る議決権の数を含む。）

B 当該第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る議決権の総数

- (2) 前(1)の規定にかかわらず、当該第三者割当の払込金額の算定方法及び割当ての態様等を勘案して本所が前(1)に定める算式により算出した値によることが適当でないと認めた場合の第2条に規定する議決権の比率については、本所がその都度定めるところによるものとする。

- (3) 第2条に規定する本所が定める者とは、自己の計算において所有している議決権と次のa及びbに掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めている主要株主（親会社を除く。）をいう。

a 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいう。）

b 当該主要株主及び前aに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している

(株式分割等)

第3条 上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行わないものとする。この場合において、単元株式数の変更と同時に行うことにより、株主総会における議決権を失う株主が生じない株式併合は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式併合には含まないものとする。

(MSCB等の発行に係る遵守事項)

第4条 上場会社は、MSCB等を発行する場合は、MSCB等を買受けようとする者によるMSCB等の転換又は行使を制限するよう本所が必要と認める措置を講じるものとする。

2 前項の規定は、本所が適当と認める場合には適用しない。

3 適時開示規則第2条第8項第3号の規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。

会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。）及び当該会社等の子会社

(4) 第2条に規定する当該割当ての緊急性が極めて高い場合とは、資金繰りが急速に悪化していることなどにより同条各号に掲げる手続のいずれも行うことが困難であると本所が認めた場合をいう。

2. 第4条（MSCB等の発行に係る遵守義務）関係

(1) 第4条第1項に規定する「MSCB等」とは、上場会社が第三者割当てにより発行する次のaからcまでに掲げる有価証券（以下「CB等」という。）であって(2)に規定する発行条件が付されたものをいう。

a 新株予約権付社債券（同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして発行されたものを含む。）

b 新株予約権証券

c 取得請求権付株券（取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の発行者が発行する上場株券等であるものをいう。）

(2) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」という。）第2条第8項に規定する本所が定める発行条件とは、上場会社が発行するCB等に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下この条に

において「新株予約権等」という。)の行使に際して払込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件をいう。

(3) 第4条第1項に規定する本所が必要と認める措置とは、上場会社がMSCB等を買受ける者(以下「買受人」という。)と締結する契約(以下「買取契約」という。)において、新株予約権等の転換又は行使をしようとする日を含む暦月において当該転換又は行使により取得することとなる株券等の数(以下「行使数量」という。)が当該MSCB等の発行の払込日時点における上場株券等の数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権等の転換又は行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことができない旨その他の(6)に規定する内容を定めることをいう。

(4) 前(3)に規定する行使数量について、次のa又はbに該当する場合は当該a又はbに定めるところにより計算するものとする。

a 当該MSCB等を複数の者が保有している場合 当該複数の者による新株予約権等の行使数量を合算する。

b 当該MSCB等以外に当該上場会社が発行する別のMSCB等で新株予約権等を転換又は行使することができる期間(以下「行使可能期間」という。)が重複するもの(以下「別回号MSCB等」という。)がある場合 当該MSCB等と当該別回号MSCB等の新株予約権等の行使数量を合算する。

(5) (3)に規定する上場株券等の数について、次のa又はbに該当する場合は当該a又はbに定めるところにより取り扱うものとする。

a 当該MSCB等の発行の払込日後において株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合 上場株式数に公正かつ合理的な調整を行う。

b 当該上場会社が当該MSCB等を発行する際に別回号MSCB等がある場合 当該別回号MSCB等に係る(2)及び前aの規定に基づく上場株券等の数とする。

(6) (3)に規定する買取契約において定める内容は、次のaからdまでに掲げる内容をいう。

a 上場会社は、MSCB等を保有する者による

制限超過行使を行わせないこと。

b 買受人は、制限超過行使を行わないことに同意し、新株予約権等の転換又は行使に当たっては、あらかじめ、上場会社に対し、当該新株予約権等の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

c 買受人は、当該MSCB等を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上場会社との間で前bの内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも前bの内容を約させること。

d 上場会社は、前cの転売先となる者との間で、a及びbの内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にもa及びbの内容を約すること。

(7) (3)に規定する買取契約には、次のaからeまでに掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。

a 対象株券等が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等（以下「合併等」という。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間

b 上場会社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間

c 取引所金融商品市場において対象株券等が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間

d 新株予約権等の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値以上の場合

e 新株予約権等の行使可能期間の最終2か月間（MSCB等の発行時の行使可能期間が2年以上の場合に限る。）

(8) 第4条第2項に規定する本所が適当と認める場合とは、次のaからdまでに掲げるすべての要件を満たす場合その他本所が適当と認める場合をいう。

a 業務提携又は資本提携のためにMSCB等を発行すること。

b 上場会社と買受人との間で対象株券等（新株予約権等の転換又は行使により交付される株券等をいう。以下同じ。）について取得後6か月以上の保有が約され、その旨が公表されるこ

(書面による議決権行使等)

第5条 上場会社は、株主総会を招集する場合は、会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、株主(同項第2号に掲げる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の全部に対して法の規定に基づき株主総会の通知に際して委任状の用紙を交付することにより議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘している場合は、この限りでない。

(独立役員の確保)

第5条の2 上場会社は、一般株主保護のため、独立役員(一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)又は社外監査役(会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)をいう。以下同じ。)を1名以上確保しなければならない。

2 独立役員の確保に関し、必要な事項については、本所が定める。

(コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明)

第5条の3 上場会社は、「コーポレートガバナンス・コード」の基本原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を適時開示規則第4条の5に規定する報告書において説明するものとする。

と。

c 当該買受人が、当該保有を約した期間中において当該対象株券等に係る株券等貸借取引を行わないこと。

d 当該買受人が、当該買受け(買受けを行うことを決定している場合を含む。)後から当該保有を約した期間が終了するまで当該対象株券等に係る店頭デリバティブ取引を行わないこと。

3. 第5条の2(独立役員の確保)関係

(1) 第2項に規定する独立役員の確保については、次のa及びbに定めるところによる。

a 上場会社は、独立役員に関して記載した本所所定の「独立役員届出書」を本所に提出するものとする。

b 上場会社は、前aに規定する「独立役員届出書」を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(2) 上場会社は、前(1)に規定する「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を本所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該変更内容を反映した「独立役員届出書」を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場会社の機関)

第6条 上場会社は、次の各号に掲げる機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等
- (3) 会計監査人

2 前項の規定にかかわらず、アンビシャス上場会社は、上場日から1年を経過した日以後最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに同項第2号及び第3号に掲げる機関を置くものとする。

(社外取締役の確保)

第6条の2 上場会社は、社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）を1名以上確保しなければならない。

(公認会計士等)

第7条 上場会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等（法第193条の2第1項の監査証明又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の2に規定する監査証明に相当すると認められる証明をいう。）を行う公認会計士若しくは監査法人（以下「公認会計士等」という。）として選任するものとする。

2 上場会社は、適時開示規則第2条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等について、公認会計士等の期中レビューを受ける場合には、当該発行者の会計監査人を、当該四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等として選任するものとする。

3 前1項の規定にかかわらず、アンビシャス上場会社は、上場日から1年を経過した日以後最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに当該アンビシャス上場会社の会計監査人を同項の公認会計士等として選任するものとする。

(業務の適正を確保するために必要な体制整備)

第8条 上場会社は、当該上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他上場会社の業務並びに当該上場会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の

整備（会社法第362条第4項第6号、同法第399条の13第1項第1号ハ若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。）を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用するものとする。

（買収への対応方針の導入に係る遵守事項）

第9条 上場会社は、買収への対応方針（上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに差別的な行使条件・取得条項付きの新株予約権の無償割当て等を行うことにより当該上場会社に対する買収（主に、買収者が上場会社の株式を取得することでその経営支配権を得る行為をいう。以下同じ。）に対抗する旨を定めた対応の方針をいう。以下同じ。）を導入（買収への対応方針の具体的内容を決定することをいう。以下同じ。）する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）開示の十分性

買収への対応方針に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

（2）透明性

買収への対抗措置（買収への対応方針で定めた新株予約権の無償割当て等の具体的な行為をいう。以下同じ。）の発動（買収への対抗措置を実行することをいう。以下同じ。）及び廃止（発動された買収への対応措置を取り止めることをいう。）の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

（3）流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収への対応方針でないこと。

（4）株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収への対応方針であること。

（MBOの開示に係る遵守事項）

第10条 上場会社が、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）に関して、適時開示規則第2条第1号tに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うものとする。

(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)

第 10 条の 2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに關し、当該支配株主との間に利害關係を有しない者による意見の入手を行うものとする。

(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第 2 条第 1 項第 1 号 a (第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、d、f の 2 から h まで、j から n まで、r から t まで又は a i から a m に掲げる事項 (支配株主その他本所が定める者が關連するものに限る。) のいずれかを行うことについての決定をする場合 (同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

(2) 当該上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第 2 条第 2 項第 1 号 a から d まで、f から j まで、m 又は r から t までに掲げる事項 (支配株主その他本所が定める者が關連するものに限る。) のいずれかを行うことについての決定をする場合 (同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

2 上場会社は、前項各号に掲げる場合には、必要かつ十分な適時開示を行うものとする。

(内部者取引の禁止)

第 11 条 上場会社は、当該上場会社の役員、代理人、使用人その他の従業員に対し、当該上場会社の計算における内部者取引 (法第 166 条及び第 167 条の規定により禁止される取引をいう。以下同じ。) を行わせてはならない。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 上場会社は、上場会社が反社会的勢力の關与を受けているものとして本所が定める關係を有しないものとする。

3. の 2 第 10 条の 2 (支配株主との重要な取引等に係る遵守事項) 關係

第 10 条の 2 第 1 項に規定する本所が定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 上場会社と同一の親会社をもつ会社等 (当該上場会社及びその子会社等を除く。)

(2) 上場会社の親会社の役員及びその近親者

(3) 上場会社の支配株主 (当該上場会社の親会社を除く。) の近親者

(4) 上場会社の支配株主 (当該上場会社の親会社を除く。) 及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社 (当該上場会社及びその子会社等を除く。)

4. 第 12 条 (反社会的勢力の排除) 關係

第 12 条に規定する上場会社が反社会的勢力の關与を受けているものとして本所が定める關係とは、次の (1) 及び (2) に掲げる關係をいう。

(1) 次の a から d までに掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者 (以下この

項において「暴力団等反社会的勢力」という。)である関係

- a 上場会社
 - b 上場会社の親会社等
 - c 上場会社の子会社
 - d 上場会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。）
- (2) 前(1)のほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している関係

（流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止）

第 13 条 上場会社は、第 2 条から前条までの規定を遵守するほか、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると本所が認める行為を行わないものとする。

第 3 章 望まれる事項

（望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等）

第14条 上場会社は、上場株券の投資単位が50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めるものとする。

第 14 条の 2 削 除

（コーポレートガバナンス・コードの尊重）

第 14 条の 3 上場会社は、「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとする。

（取締役である独立役員の確保）

第 14 条の 4 上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも 1 名以上確保するよう努めなければならない。

（独立役員が機能するための環境整備）

第 14 条の 5 上場会社は、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備するよう努めるものとする。

（独立役員等に関する情報の提供）

第 14 条の 6 上場会社は、独立役員に関する情報及び会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する

社外役員の独立性に関する情報を株主総会における議決権行使に資する方法により株主に提供できるよう努めるものとする。

(議決権行使を容易にするための環境整備)

第15条 上場会社は、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備として本所が別に定める事項を行うよう努めるものとする。

5. 第15条（議決権行使を容易にするための環境整備）関係

第15条に規定する本所が定める事項とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいう。

(1) 定時株主総会を開催する他の上場会社が著しく多い日と同一の日を、定時株主総会の日と定めないこと。

(2) 株主総会の招集の通知を会社法第299条第1項に規定する期日よりも早期に発送すること。

(3) 次のaからfまでに掲げる事項に係る情報を、株主総会の日より3週間前の日より前に電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置く又は有価証券報告書に記載し電子開示手続により当該有価証券報告書を提出すること。

a 会社法第298条第1項各号に掲げる事項

b 会社法第301条第1項に規定する株主総会参考書類又は施行令第36条の2第1項に規定する参考書類に記載すべき事項

c 会社法第305条第1項の規定による請求があった場合は、同項の議案の要領

d 定時株主総会の場合は、会社法第437条に規定する計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項

e 定時株主総会の場合は、会社法第444条第6項に規定する連結計算書類に記載され、又は記録された事項

f aから前eまでに掲げる事項を修正した場合は、その旨及び修正前の事項

(4) 前号aからcまでに掲げる事項を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。

(5) 株主(当該株主が他人のために株式を有する者である場合には、当該株主に対して議決権の行使に係る指図権その他これに相当する権利を有する実質的な株主を含む。次号において同じ。)が電磁的方法により議決権(議決権の行使に係る指図権その他これに相当する権利を含む。次号において同じ。)の行使を行うことができる状態に置くこと。

- (6) その他株主の株主総会における議決権の行使を容易にするための環境整備に向けた事項

第16条 削 除

(内部者取引等の未然防止に向けた体制整備)

第 17 条 上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引等（内部者取引及び法167条の2の規定により禁止される行為をいう。）の未然防止に向けて必要な体制の整備を行うよう努めるものとする。

2 上場会社は、前項に規定する体制の整備の一環として、J－I R I S S（日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいう。）への情報の登録を行うよう努めるものとする。

(反社会的勢力排除に向けた体制整備等)

第 18 条 上場会社は、反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び個々の企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努めるものとする。

(会計基準の変更等への的確な対応に向けた体制整備)

第 18 条の2 上場会社は、会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加その他会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるものとする。

(決算内容に関する補足説明資料の公平な提供)

第 18 条の3 上場会社は、適時開示規則第2条第1項第3号の規定に基づき開示した決算の内容について補足説明資料を作成し投資者へ提供する場合には、公平に行うよう努めるものとする。

第4章 公表等

(公表措置等)

第 19 条 本所は、次の各号に掲げる場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

- (1) 上場会社が適時開示規則第2章の規定に違反したと本所が認める場合

6. 第19条（公表措置等）関係

- (1) 上場会社が適時開示規則第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第1号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからcまでに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行

- (1)の2 上場会社が適時開示規則第12条の5第1項の規定に違反したと本所が認める場合
- (2) 上場会社が第2章の規定に違反したと本所が認める場合
- 2 上場会社が、過去5年以内に公表措置を受けている場合において、再度、前項に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、本所は、当該上場会社に対して警告を行う（以下「警告措置」という。）ができる。
- 3 上場会社が過去5年以内に警告措置を受けている場合において、再度、第1項に該当する場合には、前2項の規定にかかわらず、本所は、当該上場会社に対して警告を行うことができる。

- う。
- a 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性
- b 上場会社が適時開示規則第2章の規定に違反した経緯、原因及びその情状
- c 当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況
- (2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。
- a 第2条の規定
- 第2条各号に規定する手続の実施状況及び当該手続の内容
- b 第3条の規定
- 株式分割等の比率、株式分割等実施後の投資単位その他の株式分割等の態様等
- c 第4条の規定
- MSCB等の行使条件、発行数量及び当該発行に伴う株式の希薄化の規模、月間の行使数量に関し講じられる措置の内容
- d 第5条の2の規定
- 3.の規定に基づき上場会社が独立役員として届け出る者が、次の(a)から(d)までのいずれかに該当している場合におけるその状況
- (a) 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- (b) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (c) 最近において(a)又は前(b)に該当していた者
- (c)の2 その就任の前10年以内のいずれかの時において次のイ又はロに該当していた者
- イ 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）

- ロ 当該会社の兄弟会社の業務執行者
- (d) 次のイからへまでのいずれかに掲げる者
(重要でない者を除く。)の近親者
- イ (a)から前(c)の2までに掲げる者
- ロ 当該会社の会計参与(社外監査役を
独立役員として指定する場合に限る。
当該会計参与が法人である場合は、その職
務を行うべき社員を含む。以下同じ。)
- ハ 当該会社の子会社の業務執行者(社外監
査役を独立役員として指定する場合にあ
っては、業務執行者でない取締役又は会計
参与を含む。)
- 二 当該会社の親会社の業務執行者(業
務執行者でない取締役を含み、社外監査役
を独立役員として指定する場合にあって
は、監査役を含む。)
- ホ 当該会社の兄弟会社の業務執行者
- ヘ 最近においてロ、ハ又は当該会社の業務
執行者(社外監査役を独立役員として指定
する場合にあっては、業務執行者でない取
締役を含む。)に該当していた者
- dの2 第8条の規定
会社の業務並びに当該会社及びその子会社
から成る企業集団の業務の適正を確保するた
めに必要な体制の整備状況及び運用状況並び
に金融商品市場に対する投資者の信頼の毀損
の状況
- e 第9条の規定
買収への対応方針の内容、その開示状況
- f 第10条の規定
第10条に規定する公開買付けに関して行う
意見の公表又は株主に対する表示についての
開示における公正性を担保するための措置及
び利益相反を回避するための措置の開示状況
- g 第11条の規定
内部者取引の未然防止に向けて必要な情報
管理体制の整備状況
- h 第12条の規定
反社会的勢力による関与を防止するための
社内体制の整備状況
- i 第13条の規定
流通市場の機能又は株主の権利の毀損の状
況

第 19 条の 2 本所は、上場会社が会社法第 331 条、第 335 条、第 337 条又は第 400 条の規定に違反した場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表する事ができる。

2 企業行動規範に関する規則第 5 条から第 8 条までの規定のいずれかに違反した場合又は会社法第 331 条、第 335 条、第 337 条若しくは第 400 条の規定に違反した場合は、上場会社は、直ちに本所に報告するものとする。

付 則（平成 20.5.1）抄

2 前項の規定にかかわらず、第 7 条及び第 9 条の規定は、この施行の日から 1 か年が経過した日以後最初に開催する定時株主総会の招集日から起算して 1 か月目の日を迎えた上場会社から適用する。

付 則（平成 21.11.9）抄

2 改正後の第 2 条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。

3 改正後の第 4 条第 3 項の規定は、施行日以後に発行に係る決議又は決定が行われる C B 等から適用する。

付 則（平成 22.3.4）抄

2 改正後の第 5 条の 2 第 1 項の規定は、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用する。

付 則（平成 22.3.4）抄

2 改正後の 3. (1) の規定は、施行日以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。

3 施行日前に株券の新規上場を申請した者は、改正後の 3. (1) に規定する独立役員届出書を平成 22 年 3 月 31 日までに（同日までに当該株券が新規上場していない場合にあっては、新規上場日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該書面を上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

4 施行日において現に上場されている株券の発行者は、改正後の 3. (1) に規定する独立役員届出書を、平成 22 年 3 月 31 日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

5 改正後の 6. (2) d に規定する公表措置の適用は、平成 23 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用する。

付 則（平成 24.4.1）抄

- 2 改正後の第 19 条第 1 項第 1 号の 2 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 27.6.1）抄

- 2 改正後の第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）において現に上場されているアンビシャス上場会社については、施行日から 1 年を経過した日以後最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに第 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる機関を置くものとする。

付 則（令和 3.3.1）抄

- 2 改正後の第 6 条の 2 の規定は、この改正規定施行の日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用する。

付 則（令和 6.4.1）抄

- 2 改正後の第 7 条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間（1 事業年度が 3 か月を超える場合に、当該年度の期間を 3 か月ごとに区分した期間（当該各

付 則（平成 27.5.1）抄

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）附則第 4 条の規定により社外取締役又は社外監査役の要件に関する経過措置が適用される場合には、6. (2) d の 2 の改正規定を除き、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、令和 2 年 2 月 7 日から施行し、同年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用する。

付 則（令和 4.9.1）抄

- 2 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号）第 10 条第 3 項の規定により株主総会の招集手続に関する経過措置が適用される場合における議決権行使を容易にするための環境整備の取扱いについては、改正後の 5. の規定にかかわらず、なお従前の例による。

期間のうち最後の期間を除く。)をいう。以下同じ。)
又は四半期連結会計期間(1連結会計年度が3か月
を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月
ごとに区分した期間(当該各期間のうち最後の期間
を除く。)をいう。以下同じ。)を含む四半期累計
期間(事業年度の開始の日から四半期会計期間の末
日までの期間をいう。以下同じ。)及び中間会計期
間又は四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の
日から四半期連結会計期間の末日までの期間をい
う。以下同じ。)及び中間連結会計期間から適用し、
施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期
連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半
期連結累計期間については、なお従前の例による。